平成２７年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目37番22号
破産者　柳生　洋子
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
北海道帯広市南の森西６丁目11番６号
破産者　渡邉　義徳
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
秋田県湯沢市上関字横上17番地１
破産者　佐藤　　稔
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第４７３号
横浜市泉区緑園１丁目１番地11　緑園都市プレーヌ606号
破産者　田中真紀子
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８１号
横浜市旭区本村町35番地６　クリエールヤマニⅡ　403
破産者　千代谷満広
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０３号
横浜市旭区さちが丘128番地２　インペリアルさちが丘303
破産者　川上　正人
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９号
金沢市旭町２丁目18番20号　旭町スカイハイツ201号、従前の住所石川県河北郡津幡町字横浜は58番地１
破産者　樋田　　誠
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８４号
島根県出雲市高岡町69番地10・69番地11
破産者　郷原　涼子
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第８号
青森県青森市大字大野字金沢28番地４　ディモア103、旧住所青森県五所川原市字烏森561番地　アプリーレ202
破産者　山田　有道
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
秋田県大館市比内町中野字中野23番地、前住所秋田県大館市中道２丁目１番51号
破産者　辻　　大樹
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第４４号
山形市あかねケ丘３丁目１番１－105号　メゾンドワイズ
破産者　稲村　章弘
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２号
山形県上山市金生西１丁目10番31号
破産者　酒井　正樹
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
群馬県館林市成島町1255番地の17、前住所群馬県太田市古戸町1018番地　古戸コーポ１－１
破産者　佐藤　康生
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３４号
群馬県館林市赤生田本町2632番地、前住所群馬県館林市大手町１番２号
破産者　居酒屋たかこと　原本　洋子
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３７号
群馬県太田市大原町785番地10フラワーみやこ202号
破産者　渡邉加奈子
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４１号
群馬県太田市大原町481番地19
破産者　五十嵐義昭
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１３１号
静岡県浜松市中区早出町161－２、住民票上の住所静岡県浜松市中区高丘東４丁目21番17号落合マンション201
破産者　竹田　隆介
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係